平成２７年（フ）第３５号
盛岡市高松２丁目８番53号　藤原アパート３号、旧住所盛岡市津志田南３丁目１番７号　シャンティ
債務者　佐々木　裕
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第８号
山口県山陽小野田市大字埴生１番地１、住民票上の住所山口県下関市新垢田東町１丁目６番23号
債務者　江藤　真美
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第２４８号
香川県高松市東山崎町21番地１　水田マンションＢ棟７号
債務者　古市　好子（旧姓笠井）
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後２時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３号
秋田県南秋田郡五城目町上樋口字屋岸132番地22
債務者　澤田石慎一
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０３２号
千葉市若葉区西都賀２丁目20番２号　第５フェニックス401号
債務者　守岡　　貴
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１０６１号
千葉県市川市鬼高３丁目29番５号　アニメート・ベル・ウッド201号
債務者　千田　和美
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１０６５号
千葉県市川市北方町４丁目1930番地１　コスモプレイス市川東309号
債務者　菊地　健二
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１０６９号
千葉県市川市幸２丁目２番６号
債務者　松下　英世
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１０８５号
千葉市若葉区東寺山町755番地　県住１棟10701号
債務者　川本　陽子
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１０８７号
千葉県船橋市三咲６丁目25番９号　斉藤コーポ101号
債務者　大峰　富雄
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１１０３号
千葉県市川市大野町３丁目129番地３　エスタ大野103号
債務者　品川　弘実
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１１０５号
千葉県船橋市滝台町94番地５　市営住宅16号
債務者　井上千惠子こと　ハイ　ドウブン（**袞**同芬）
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１３号
福岡県大牟田市馬込町２丁目129番地
債務者　梅崎　秀孝
1　決定年月日時　平成27年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成２６年（フ）第４８号
沖縄県国頭郡東村字平良455番地
債務者　池原りり子
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで　那覇地方裁判所名護支部

平成２６年（フ）第４９号
沖縄県名護市城１丁目21番19―２号
債務者　島袋　**尚**哉
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで　那覇地方裁判所名護支部

平成２６年（フ）第７４８号
仙台市青葉区吉成３丁目19番８号
債務者　我妻　隆介
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１２号
宮城県亘理郡山元町山寺字北篭田19番地
債務者　山田　裕樹
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係